

各部局長
各総合県民局長
企業局長
病院局長
教育委員会教育長
警察本部長

殿

県民環境部長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく保管状況等の届出について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条（第15条及び第19条で準用する場合を含む。）の規定により、保管事業者等は毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の6月30日までに県知事に届け出なければならぬものとされております。

また、平成28年の法改正により、高濃度PCB使用製品の使用及び処分の状況についても、当該年度の6月30日までに県知事に届け出なければならぬものとされております。

つきましては、参考資料を別添のとおり送付いたしますので、関係各課、関係機関等に十分周知徹底していただき、適切な対応が確保されるようお願いいたします。

なお、各市町村長及び市町村教育委員会教育長に対しては、別途通知しておりますので、申し添えます。

【重要事項】

保管事業者等には、PCB廃棄物の処理が義務付けられており、処分期間は次のとおりです。

高濃度PCB廃棄物（照明器具の安定器及び汚染物等）：令和3年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物：令和9年3月31日まで

また、法改正に伴い、PCB廃棄物に加えて、使用中の高濃度PCB使用製品についても、保管事業者等に期限内の処理が義務付けられております。

つきましては、同法の趣旨を御理解の上、関係各課、関係機関等に十分周知徹底していただき、速やかな対応が確保されるよう併せてお願いいたします。

問合せ先
環境指導課（審査指導担当）
電話 088-621-2269
ファクシミリ 088-621-2846